

第9期介護保険事業計画の保険料

伊江村は、沖縄県介護保険広域連合の構成市町村となっており、第9期の保険料から「均一賦課（一本化）」されます。所得に応じて16段階の保険料の設定となります。

第1号被保険者所得段階別介護保険料（令和6年度～令和8年度）

| 段階 | 対象 | 保険料率 | 保険料年額 (月額保険料) |
|---------------|--|---------------|-----------------------|
| 第1段階 | 世帯全員が住民税非課税者で、生活保護者、老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 基準額 ×0.285 | 23,697円 (1,974円) |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方 | 基準額 ×0.485 | 40,326円 (3,360円) |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方 | 基準額 ×0.685 | 56,956円 (4,746円) |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、前年の年金収入等が80万円以下の方 | 基準額 ×0.9 | 74,833円 (6,236円) |
| 第5段階 (基準額) | 本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、前年の年金収入等が80万円を超える方 | 基準額 ×1.0 | 83,148円 (6,929円) |
| 第6段階 | 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額 ×1.2 | 99,777円 (8,314円) |
| 第7段階 | 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額 ×1.3 | 108,092円 (9,007円) |
| 第8段階 | 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額 ×1.5 | 124,722円 (10,393円) |
| 第9段階 | 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額 ×1.7 | 141,351円 (11,779円) |
| 第10段階 | 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額 ×1.9 | 157,981円 (13,165円) |
| 第11段階 | 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額 ×2.1 | 174,610円 (14,550円) |
| 第12段階 | 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額 ×2.3 | 191,240円 (15,936円) |
| 第13段階 | 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方 | 基準額 ×2.4 | 199,555円 (16,629円) |
| 第14段階 | 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方 | 基準額 ×2.6 | 216,184円 (18,015円) |
| 第15段階 | 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の方 | 基準額 ×2.8 | 232,814円 (19,401円) |
| 第16段階 | 本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方 | 基準額 ×3.0 | 249,444円 (20,787円) |

※ 第1段階～第3段階については公費を投じ低所得者の保険料軽減を行っています。

※ 端数処理の関係で「保険料年額」と「保険料月額×12」の値は一致しません